都市計画の構想

（１）都市計画の種類

生産緑地

（２）都市計画の内容

都市計画生産緑地中、入地第２号及び川原代第２号、八代第２号生産緑地を変更する。

都市計画生産緑地中、貝原塚第３号及び貝原塚第５号、貝原塚第６号生産緑地を廃止する。

（３）都市計画を変更する土地の区域

龍ケ崎市　南中島町 字中島前の一部
川原代町 字小屋の一部
藤ケ丘二丁目の一部
松ケ丘一丁目の一部
松ケ丘三丁目の一部
城ノ内五丁目の一部

（４）変更案の作成理由

龍ケ崎市では、平成３年の生産緑地法改正に伴い、市街化区域内の農地のうち、宅地化しない農地を指定し、生産緑地として長期的に保全することで、農業と調和した良好な都市環境の形成を図るため、平成４年１０月２２日に、４８地区、面積約４．９１ha を生産緑地として指定した。その後、平成８年、平成１３年、平成１８年、平成２５年、令和２年、令和３年、令和４年に変更を行い、現在は４２地区、面積約６．５５ha を生産緑地として指定している。

今回の変更は、当初、平成４年に指定した生産緑地のうち、特定生産緑地に指定されなかった生産緑地について、指定から３０年を経過したことを事由として、生産緑地法に基づく買取申出がなされ、諸手続きが完了し、行為の制限が解除されたことに伴い、当該生産緑地の区域及び面積が変更となったため、本案のとおり都市計画の変更を行うものである。